

熱海市制限付一般競争入札執行公告

下記の業務委託について、制限付一般競争入札を行うので、熱海市契約規則（平成20年熱海市規則第16号）第7条の規定に基づき公告し執行する。

令和6年7月10日

熱海市長 齊 藤 栄

記

- 1 入札執行者 熱海市長 齊 藤 栄
- 2 入札に付する事項
 - (1) 入札番号 下(委)入札第2号
 - (2) 委託業務名 熱海市公共下水道BCP(業務継続計画)策定業務委託
 - (3) 委託場所 熱海市内
 - (4) 委託概要等 設計書及び仕様書のとおり
 - (5) 完了年月日 令和7年3月7日
 - (6) 委託予定価格 事後公表
 - (7) 最低制限価格 設定あり
- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 熱海市建設工事等競争入札参加資格の「測量・建設コンサルタント等」に登録があること。
 - (3) 対象建設業務の委託に係る許可及び資格（下水道）を有すること。
 - (4) 静岡県内に営業所を有すること。
 - (5) 同種業務を元請として完了した実績を有すること。
 - (6) 配置予定技術者（管理技術者、照査技術者、担当技術者）は、技術士（総合技術監理部門：下水道又は上下水道部門：下水道）の資格を有し、過去10か年の間に同種業務の完了実績を有する者であること。
 - (7) 関係法に基づく所管省庁の監督処分を受けていないこと。
 - (8) 熱海市工事請負契約等及び物品調達等の入札参加資格に係る指名停止等措置要綱（平成4年11月25日告示第49号。以下「指名停止要綱」という。）に定める指名停止処分を受けていないこと。
- 4 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法
熱海市ホームページ等により配信する。
- 5 設計書及び仕様書の配布（閲覧）期間、配布方法
 - (1) 申込期間 令和6年7月10日（水）から入札日の前日まで
 - (2) 配布方法 熱海市ホームページ等により配信する。
- 6 入札参加資格確認申請書の提出（様式第1号入札参加資格確認申請書）

本入札に参加を希望する者は、次により申請書を提出すること。ただし、入札参加資格の確認は、入札前に実施する入札参加資格の詳細な確認を以って確定するものとする。

- (1) 提出期間等 令和6年7月10日(水)から令和6年7月19日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後4時
※FAXまたは持参とする。(郵送も可)
- (2) 提出場所 熱海市中央町1番1号
熱海市役所第2庁舎2階 公営企業部 下水道課
電 話 0557-86-6523
FAX 0557-86-6527

7 入札手続等

- (1) 入札書の提出 持参
- (2) 入開札執行場所 熱海市中央町1番1号
熱海市役所 第2庁舎1階 第1会議室
電話 0557-86-6523
- (3) 入開札執行日 令和6年8月1日(木) 午前11時00分
- (4) 入札に必要な書類
①入札参加資格確認通知書
②入札書
※後日、委託費積算資料(内訳のわかる書類)を求められた際には提出できる
ようにしておくこと。
③委任状(代表者から委任を受けた場合)、委任状に押した印鑑(認印)
- (5) 入札保証金及び契約保証金
① 入札保証金 なし
② 契約保証金 あり(落札後保証の種類を申し出ること)
- (6) 入札の無効
本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は建設工事競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項及び施行令第167条の10の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格の設定がある場合は予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。契約額は落札決定額に消費税等相当額を加算した額とします。

9 その他

- (1) 熱海市契約規則第18条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 虚偽の申請を行ったものは指名停止等の処分を行うことがある。
- (3) 契約書作成の要否:要
- (4) 入札参加資格確認申請書指定添付書類:詳細は入札説明書による
- (5) 前払金 あり、部分払金 あり
- (6) 照会窓口は、熱海市役所 下水道課(電話番号 0557-86-6523)とする。